

中国の専利権譲渡状況の調査分析に基づく 中国専利権取引の現状

渡 部 基 彦*

抄 録 中国において知的財産権の運用（活用）能力の向上は政府の重点目標として掲げられており、活用の一手段として専利権の譲渡、取引を促すことが計画に明記されている。本稿では昨今、漸く整備されつつある中国専利権のデータベースを活用し、実際に中国の専利権の譲渡がどの程度行われているのか、どのような国籍者の間で行われているのか、中国国内での主体の一つと考えられる大学や公的研究機関が専利権譲渡に関してどのような活動を行っているのかを、具体的事例も交えつつ調査分析を行い、中国専利権取引の現状を明らかにした。

目 次

1. はじめに
2. 専利権譲渡の全体状況
 2. 1 専利権等の譲渡件数推移
 2. 2 税優遇政策と譲渡件数増加との関係
 2. 3 取引プラットフォーム
3. 国籍別の専利権譲渡状況
 3. 1 専利権者の国籍別状況
 3. 2 国籍別の専利権譲渡状況
4. 中国の大学、研究機関の専利権の譲渡状況
5. おわりに

1. はじめに

2011年10月に中国国家知識産権局（以下、SIPO）、国家発展・改革委員会、科学技術部等は共同で、「国家知的財産権事業発展「十二五」計画」¹⁾（以下知財十二五計画）を発表した。これは第十二次五カ年計画（2011年～2015年）の期間の知的財産権に関わる政府活動の重点目標と任務が明記されており、重点目標として以下の4つが挙げられている。

1. 知的財産権をめぐる制度・文化環境の顕著な改善

2. 知的財産権の創造・運用レベルの大幅な向上
3. 知的財産権サービス能力の明らかな向上
4. 知的財産権人材の安定的増加

興味深いのは上記2.に関連して、人口1万人当たり発明専利(特許)保有量を3.3件に増やすなど具体的な数値目標が盛り込まれている点である。図1は、SIPOの年度報告²⁾を基に作成した2005年以降の中国専利出願件数の推移であるが、ご覧の通り中国における専利出願件数は急増しており、特に中国内国人の出願件数の増加が著しい。現在、各地方政府は専利出願に対する補助金などの助成制度を設けており³⁾、出願人はその制度を利用することで専利出願費用を相当抑えることが出来る。ただしその助成は内国人の専利出願奨励を主な目的としているため、外国人がこれを受けることはできないこととなっている。

この例から分かるように、中国では中央政府が打ち出した数値目標を達成するため、各地方

* ソニー株式会社 知的財産センター 弁理士
Motohiko WATANABE

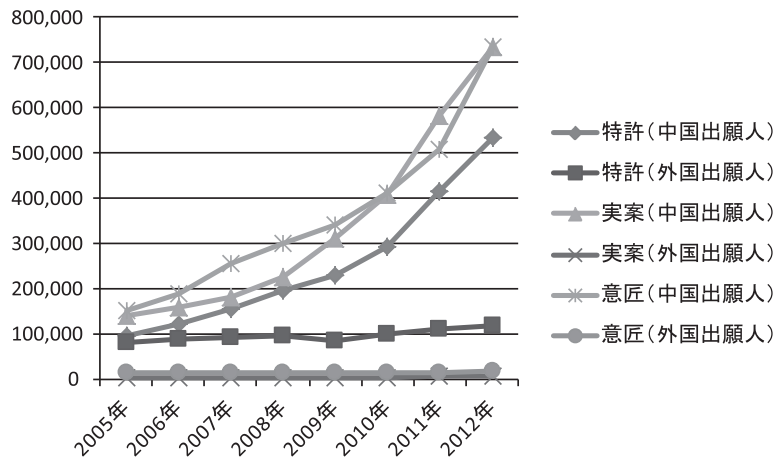


図1 中国專利出願件数の推移

政府が專利出願に対する補助金という具体的な方策をそれぞれ打ち出し、政府主導で様々な政策が進められているという点を理解する必要がある。

先に述べた通り、上記知財十二五計画の中では他にも知的財産権の運用（活用）能力の向上が目標として掲げられている。運用とは実際に知的財産権を産業化やビジネス化することであつたり現金化することであるが、これは容易なことではない。知財十二五計画ではこの目標を達成するために、知的財産権の譲渡と許諾を促進するための税優遇策の強化や、知的財産権の取引のためのプラットフォームについて言及されているが、これらの政策の概要は後述する。一方で知的財産権のうち特に專利権（特許権、実用新案権、意匠権）の譲渡、許諾の状況については各種データベースを使ってある程度調べることができる。本稿では特に、專利権運用の一形態である譲渡に絞ってデータを調べ、関連する政策との関係などとの分析を行った。

2. 專利権譲渡の全体状況

2.1 專利権等の譲渡件数推移

中国の專利権／專利申請権（以下專利権等）は譲渡することができる（專利法第10条第1

項）。そして專利権等を譲渡する場合には、当事者は書面による契約を結び、國務院專利行政部門（SIPO）に登録しなければならず、SIPOによりその登記は公告され（專利法第10条第3項）、公衆が知り得ることとなる。

公告された專利権等の譲渡データはSIPOのWebサイト上のデータベース⁴⁾や、SIPOの関連事業会社(単位)である知識産権出版社のWebサイト上のデータベースCNIPR⁵⁾で検索することが出来る。図2は專利権等の移転公告年を横軸として毎年の件数の推移をグラフ化したものである。SIPOとCNIPRのデータでは件数に一部相違があるが、ここではより件数の多いCNIPRのデータを基にグラフ作成した。

図2から分かる通り、專利権の譲渡件数はほ

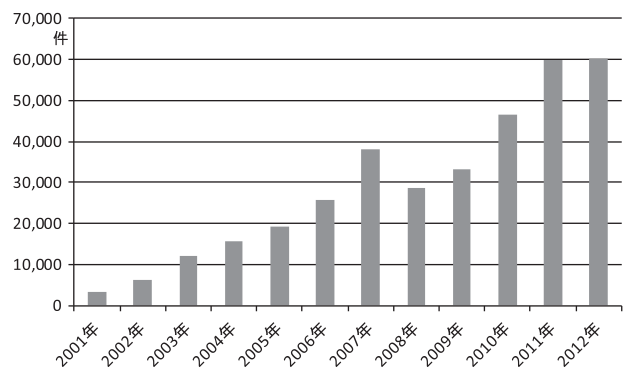


図2 專利権等の譲渡件数推移 (CNIPRデータより加工)

ば右肩上がりに増加している。この背景について以下政策との関係を考察する。

2. 2 税優遇政策と譲渡件数増加との関係

専利権譲渡件数の増加は、先に述べたように政府が進める税優遇政策や知的財産権取引プラットフォームの存在も影響していると考えられる。例えば専利権と関連する税優遇政策の一つに2008年から始まった「ハイテク企業認定制度」がある。企業がこの認定を受けると10%の企業所得税優遇が受けられるが、そのために研究開発費比率や大学専科以上の学歴従業員比率などの条件と並んで企業が自主知的財産権を有することが求められる。ここで言う自主知的財産権の中には譲受の方式で取得した知的財産権も含むため、優遇を受けたい企業が時間と費用をかけて新規出願、権利化を自ら行うよりも、他者が有する既存の権利を譲り受けることでこの条件を満たそうとすることは十分考えられる。元々中国の場合、個人による専利権の出願は企業名義の出願に比べて多くの費用優遇があるため（例えば出願費用の85%減免など⁶⁾、これを利用して会社の代表者などが個人名義で安価に専利を出願することが行われている。この個人名義の多数の専利出願が中国の特許調査を難しくしている一因なのであるが、更に、そのような個人名義の権利を会社に譲渡することで、上記税制優遇を受ける条件を満たす、という方法が行われている。このような税制優遇を受けることを目的とした専利権の運用はその権利の譲渡のみならず許諾(ライセンス)においても行われている。なお、この点については「2008年以降の中国における特許ライセンスの急増」⁷⁾に詳しく分析されている。

2. 3 取引プラットフォーム

知的財産権取引プラットフォームについても、ここ数年活動が活発になってきている。こ

のプラットフォームは公的なものは主に技術交易所、産権交易所と呼ばれる機関のことを指し、元々は国有資産の民間への売却や技術移転を促進するために設立されて活動しているものであるが、近年は知的財産取引のための拠点としても注目されている。例えば代表的なプラットフォームである北京の中関村に設立された中国技術交易所においては専利権のオークションが2010年から毎年開催されている。当初は国の研究機関である中国科学院計算機科学研究所の専利権のみが売りに出たものであったが、2011年には例えば華為(Huawei)やTCLといった大手から中小まで、多くの中国企業が売り方としてオークションに参加し、一部外資企業も買い方として参加もしている。筆者もオブザーバーとして2011年のオークションに参加したが、参加者は事前に売りに出ている専利権の内容を検討済みで、非常に早いペースで次々に権利が競売にかけられ、また落札されて行った。売買された専利権がその後どのように活用されたか知ることは容易ではないが、主催者側の発表によると中にはパテントプールに入って活用された権利もあるとのことである。上述のような公的な知的財産権取引プラットフォームは各地方に存在するが、それ以外にも民間の取引仲介機関も多く存在する。なお、このような知的財産権取引プラットフォームや特許オークションに関しては「中国における技術取引市場の活用に関する調査報告書」⁸⁾や「中国における特許オークションに関する実態調査」⁹⁾などに詳しく報告されている。

このように、税優遇政策と知的財産権取引プラットフォームという政府主導の2つの政策が、専利権の譲渡件数の増加に影響を与えていると見ることができる。

次章以降では公的データベースから取得できる専利権譲渡の情報の分析を行い、その傾向について考察することを試みる。

3. 国籍別の専利権譲渡状況

3.1 専利権者の国籍別状況

まずは、中国の専利権者の国籍に関するデータを示す。SIPO専利統計簡報(2012年第11期)¹⁰⁾によると、2011年末現在、中国に存在する有効な専利権は2,739,906件（うち発明専利（特許）696,939件、実用新案1,120,596件、意匠922,371件）あり、その国籍別保有件数を表したのが下記図3である。

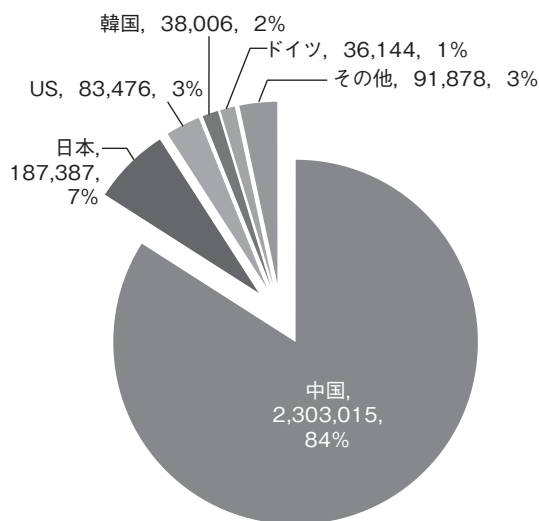


図3 2011年末現在の有効専利権者の国籍別件数とその割合

図3から分かる通り、上位の専利権者国籍は中国、日本、US、韓国、ドイツとなっている。また中国の専利権者が全体の84%と大多数を占めているが、この原因は実用新案、意匠において中国国籍の専利権者比率が高いことが挙げられる（実用新案では99%、意匠では91%が中国国籍の専利権者）。ちなみに発明専利（特許）権だけを見ると、中国と外国の専利権者の比率はほぼそれぞれ50%ずつとなる。この状況を前提にして、専利権の譲渡がどのような国籍の個人／法人間で行われているかについて分析を行った。

3.2 国籍別の専利権譲渡状況

先に言及したSIPOのWebサイト上のデータベース⁴⁾や、SIPOの関連事業会社（単位）である知識産権出版社のWebサイト上のデータベースCNIPR⁵⁾で検索できる情報には譲渡当事者（譲渡人、譲受人）の住所情報が含まれており、ここからどのような国籍の当事者間で譲渡が行われたかを知ることができる。表1は約35,000件分の譲渡取引における当事者の国籍を整理した表である。

表1 専利権等譲渡取引における当事者の国籍

譲渡元	譲渡先	譲渡数 (件)
中国大陸	中国大陸	27,342
日本	中国大陸	45
中国大陸	日本	17
日本	日本	2,517
US	中国大陸	43
中国大陸	US	101
US	US	1,335
韓国	中国大陸	30
中国大陸	韓国	13
韓国	韓国	876
イギリス	中国大陸	25
中国大陸	イギリス	8
台湾	中国大陸	622
中国大陸	台湾	26
台湾	台湾	1,134
台湾	US	304
US	台湾	43

ここから分かる通り、約80%が中国国内当事者同士の専利権等譲渡である。また日本当事者同士（約7.2%）、US当事者同士（約3.8%）、韓国当事者同士（約2.5%）などのように同じ国籍の当事者同士の譲渡が大半を占めていることが分かる。そもそも専利権等の譲渡はその権利者たる企業の名称変更や企業買収（M&A）などにも伴って発生するため、同じ国籍の当事者

同士の譲渡が多くなるということは考えられる。また各国国籍の企業／個人の毎年の出願件数比率を考慮すると、各国の同国籍当事者同士の譲渡の件数割合についてもほぼ専利権の量の割合に沿ったものであると考えられる。その他、中国国内の特殊事情も見えてくる。実は80%を占める国内当事者同士の専利権譲渡のうち、個人から企業への譲渡の割合がかなり高く、これは前述した個人の専利権出願優遇政策、ハイテク企業認定制度導入による個人から企業への権利譲渡の促進などが影響していると考えられる。日本企業が中国の専利権の調査を行う場合、企業が所有する権利については比較的容易に調べることができるが、個人名義のものは簡単ではない。その意味で、個人から企業への権利譲渡の流れは歓迎すべきものと考えることが出来る。

一方ここで注目したいのは、異なる国籍の専利権者同士の譲渡についてである。まず、日本から中国、韓国から中国などのように中国の企業等に譲渡される件数（専利権の輸入）がその逆（専利権の輸出）よりも多い。これは多くの場合、海外企業から中国企業への専利権の譲渡であると考えられ、ここで言う中国企業は当該海外企業の中国現地子会社、または現地パートナー企業であることが考えられる。海外企業は、中国現地子会社に技術ライセンス供与と共に特許ライセンス許諾を行って製品の製造販売などを行い、その対価としてライセンス料を徴収するビジネス形態を取っていることが少なくない。通常このようなケースでは中国現地子会社に対する専利権ライセンスのみが行われるが、場合によっては専利権の譲渡が行われることもある。例えば「技術輸出入管理条例24条」「契約法353条」のライセンサーの保証義務の免責を意図する場合や、他にも第三者に対して侵害訴訟を提起するような場合、内国民である中国現地の企業が原告となった方が、外国法人が原

告となる場合よりも迅速な訴訟処理（裁判書類の送達等）が望めるため有利となることもある。これらを考慮して中国現地子会社や現地パートナー企業への専利権譲渡が行われることがあると考えられる。ちなみに中国では1978年に始まる改革開放政策の開始当初、外国資本や技術の導入に依存して経済成長を続けて来ており、この政策を「引進來」（「引っ張って来る」の意味）と呼ぶが、上記のような外国から中国への専利権（技術）の譲渡はこの従来型の技術導入の典型であるということも出来るであろう。その他、台湾企業からの譲渡が多い点も注目に値する。これは台湾企業のビジネス形態（本社が台湾にあり、大陸に工場などの拠点を多数有する）と関連すると思われる。

次に中国から他国当事者への専利権譲渡（専利権輸出）のケースについて考えてみる。このような専利権の譲渡は、中国から見ると技術輸出に該当し、技術流出の観点から様々な規制が存在する。具体的には「専利法」、および「専利法実施細則」、「技術輸出入管理条例」、「保守国家秘密法」、「科学技術進歩法」等である。例えば専利権の外国企業または組織への譲渡については「専利法」第10条により事前の当局の許可が必要となっている。また、特に国家プロジェクトなど政府資金を利用した成果たる専利権の外国企業等への譲渡については、「科学技術進歩法」第21条などによって、当該プロジェクト管理機構の承認が必要となっている。他にも「技術輸出入管理条例」により、技術は輸出禁止技術、輸出制限技術、輸出自由技術の3種類に分類され、例えば国防に関連するような技術の場合は一般に輸出禁止技術に該当するため、関連する特許の外国企業等への譲渡は認められない可能性が高い。

一般に外国企業が中国企業等から特許の譲渡を受ける場合、直接取引以外に特許の仲介取引を行う所謂特許ブローカーのような組織を介し

た取引が考えられる。中国では前述の中国の公的な知的財産取引機関や民間の仲介機関の他にも海外の組織が進出して活動していることが知られている。例えばUSの代表的特許ブローカーの1つであるIntellectual Ventures (IV)は2008年から現地法人を設立し中国において活動している。一部の中国の企業や大学と協力関係にあるようであるが、IV自身も外国企業であり、またその取引先(専利権流出先)も海外であることから、その活動の中でも上記のような技術流出の観点からの規制の影響はあるようである。

4. 中国の大学、研究機関の専利権の譲渡状況

前述の「知財十二五計画」において、「産学研用」連携による知的財産権の創造、活用体系の確立が強調されている。これは、大学や国の研究機関(例えば中国科学院)が所有する知的財産権の譲渡、許諾を促進することによりその有効利用を図るとのことであるが、実際に大学、

研究機関による専利権の譲渡状況についても以下調査を行った。

表2に、大学による専利権の譲渡状況を示す。この表は2013年6月現在、有効専利権所有件数が多い10大学について、その有効専利件数(A)および大学を譲渡人として譲渡手続きが公告されている件数(B)を調べたものである。データベースとして前述のCNIPR⁵⁾を用いたが、年代によっては正しくデータが入っていない可能性があるため、件数としては正確ではない可能性がある。ただし全体の傾向(譲渡の多い少ない)を見るためにはある程度有効であると判断し、そのままデータを利用している。また便宜上、譲渡件数が全体件数に占めるパーセンテージ((B)/(A))を100倍した数字を右欄に記載している。この数字が高い大学ほど、専利権の譲渡が積極的に行われている傾向がある。

一方、公的研究機関についても表3のように同様に数字をまとめた。公的研究機関と言ってもほとんどは中国科学院に属する各地の研究所の数字がほとんどを占めている。

表2 大学による専利権の譲渡状況

	有効専利権件数 (A)	専利権譲渡件数 (B)	譲渡割合 ((B)/(A))×100(%)
浙江大学	7,830	209	2.67
清华大学	7,219	227	3.14
浙江工业大学	5,276	19	0.36
东南大学	5,036	47	0.93
江南大学	4,894	91	1.86
上海交通大学	4,451	297	6.67
华南理工大学	3,608	63	1.75
山东科技大学	3,527	106	3.01
哈尔滨工业大学	3,023	103	3.41
北京航空航天大学	2,937	34	1.16
东华大学	2,822	44	1.56
西安交通大学	2,282	93	4.08
北京大学	2,156	161	7.47
华中科技大学	2,112	69	3.27
天津大学	2,065	35	1.69

表3 公的研究機関による専利権の譲渡状況

	有効専利権件数 (A)	専利権譲渡件数 (B)	譲渡割合 $((B)/(A)) \times 100(\%)$
中国科学院自动化研究所	1,045	24	2.30
中国科学院计算技术研究所	1,026	182	17.74
中国科学院大连化学物理研究所	997	88	8.83
北京有色金属研究总院	987	92	9.32
中国科学院长春应用化学研究所	736	147	19.97
中国科学院化学研究所	726	22	3.03
中国科学院金属研究所	686	13	1.90
中国科学院微电子研究所	683	110	16.11
中国科学院过程工程研究所	650	10	1.54
中国科学院上海微系统与信息技术研究所	617	35	5.67

中国科学院について簡単に解説しておく、1949年に成立した中国の国家科学技術の最高学術機構であり、本部は北京であるが、全国各地に100近い分院、研究所などを持つ巨大組織となっている。原則的に専利権の出願は各研究所の名義で行われ、専利権の譲渡もそれぞれの研究所単位でコントロールされているようである。

これら2つの表、特に右欄の譲渡割合の数字を比べてまず分かるのが、大学に比べて公的研究機関の譲渡比率が非常に高いことである。公的研究機関の位置付を考えると自然なことではあるが、それでも2割近い案件が譲渡されているというのは非常に高い数字であると言える。具体的にこの数字が高い公的研究機関について、どのような専利権譲渡が行われているのかいくつか例を挙げて調査検証してみる。

まず有効専利件数が1,000件以上あり、さらに譲渡割合が17.74%と高い「中国科学院计算技术研究所（中国科学院计算机技术研究所）」について取り上げてみる。本稿「2.3 取引プラットフォーム」でも既に述べたが、この研究所は中国技術交易所主催の専利権オークションに多くの専利権を出品していることから分かる通り、専利権取引には積極的に取り組んでい

る組織の1つであり、この研究所から専利権の譲渡を受けた譲受人は確認できるだけで52（企業、個人含む）に及ぶ。なおこれらの譲受人は名称から判断するところ全て中国国内の企業または個人であると考えられる。国の研究所であるからこれは当然の結果であり、また前述したように中国の専利権の外国企業への譲渡、特に国のプロジェクトに関わる権利の譲渡は多くの制限があることからこのような研究所の譲渡先は基本的には中国国内の企業等であると考えて間違いなであろう。

そのうちの代表的事例について見てみると、2008年に同研究所は「联合信源数字音视频技术（北京）有限公司（聯合信源数字音視頻技術（北京）有限公司）」に対して少なくとも20件の専利権（発明専利権）を譲渡している。実はこの会社の前身は同研究所自身であり、この会社はオーディオ、ビデオ信号の中国独自の圧縮技術（コーデック技術）であるAVS、およびAVSに関連するチップの開発、製造、販売を行うために設立されたものである。そもそも同研究所はAVS技術の主要開発元の1つであることから、譲渡された専利権20件はこのAVS技術に関連するものと考えられ、AVS技術は政府主導で産業化が図られている途上であると考えること

ができる。

2012年には同研究所はネットワーク関連、映像信号関連の専利権少なくとも5件を「北京峰荟財智知识产权顾问有限责任公司（北京峰荟財智知識産権顧問有限責任公司）」に譲渡している。この会社は主に知的財産権の受託管理、コンサルティングを行う会社であり、前記の中国技術交易所主催の専利権オークションでもアレンジメントを行う会社の1つとして名を連ねている会社でもある。このような研究所による専利権譲渡のパターンは直接に産業化を図ったものではなく、委託により専利権の流通を促進し、技術のマッチングを図ったものであると考えられる。

その他に、別の研究所の例として、「中国科学院微电子研究所（中国科学院微電子研究所）」の例を挙げる。この研究所は主にマイクロエレクトロニクス、半導体関連の研究を行っている研究所であるが、専利権の譲渡割合が16.11%と際立って高くなっている。ただし専利権の譲渡先を見ると実はほとんどが中芯国际集成电路制造（上海）有限公司（以下、SMIC）への専利権譲渡である。SMICは半導体の受託生産を行う所謂ファウンドリー大手で、中国科学院の発表によると、2012年に同研究所とSMICは「専利権共有」に関する協定を結び、SMICが94件の専利権の授権を受け、その対価として700万円を超える金額を支払ったとある。実際、譲渡手続きが行われた同研究所の専利権はSMICと研究所の共有となっており、この報道を裏付けている。

ちなみにもう1か所譲渡割合が高い研究所として「中国科学院长春应用化学研究所（中国科学院長春応用化学研究所）（譲渡割合19.97%）」があるが、この研究所の譲渡先に多く含まれる「中国科学院长春应用化学科技总公司」は同研究所の資産管理等を行う会社であると考えられ、多くの譲渡は単なる手続き上のものである

と考えた方が妥当と思われる。

このように、公的研究所の専利権譲渡にはいくつもの類型がある。すなわち自ら人員、資金、専利権を供出して産業化を行う場合、仲介機関を通す場合、企業と協定を結んで持分譲渡する場合などである。このように中国の公的研究機関による専利権の譲渡は様々な形で行われており、さらなる促進が図られていることが分かる。ただし譲渡データには上記「中国科学院长春应用化学研究所」の例のように個別に調べてみないと分からないノイズなどが含まれている可能性、CNIPRの譲渡データの正確性の問題なども含まれているのでそのデータの見方には注意が必要となる。

5. おわりに

ここまで中国の専利権の譲渡状況を中心に関連する政策と実際のデータについて分析してきた。既に述べた通り中央政府が発表した「知財十二五計画」において専利権の活用の一形態として譲渡による活用が掲げられており、これを促すための税優遇策の導入やプラットフォームの整備が進んでおり、実際に公的研究機関においては様々な方式により専利権の譲渡による専利権流通活性化が図られていることが分かってきた。

言うまでもないことだが、専利権が活発に譲渡されたからと言って直接産業振興に結び付くものではない。ただし専利権譲渡（流通）が行われるということはその譲渡対価を決めるために専利権の評価が行われることにつながる。中国の専利権（特に実用新案権や意匠権）は一般的に価値の低いものも多く含まれていると言われているが、評価の仕組みが整い、知財権を扱う調査代理機構や仲介機構などの関連産業が整備されることで専利権の価値が全体的に向上し、それに伴って訴訟やライセンスなどの活動も活発になることが予想される。まず中央政

府が数値目標を立てて、それを政策的に達成させるやり方には問題点もあるが、市場の成長という側面から考えると理にかなっている部分もあると考えられる。

一方で専利権の譲渡が活発に行われるようになると、USなどで問題になっているNPE（Non-Practicing Entity = 特許不実施主体）またはパテントトロールなどと呼ばれる組織がメーカーなどを訴える場面が増えるのではないかという懸念も考えられる。NPEの存在、およびその経済活動自体は業界の発展の中である程度の役割を果たすものと考えるが、事業を行っているメーカー等にとってはやはり警戒すべき相手であり、彼らが専利を取得する手段ともなり得る専利の交易市場の動向には注意を払う必要があると考えられる。

もう一つ言えるのは、中国の統計データの読み方の難しさである。

中国は間違いなく知財大国、知財強国を目指している。

冒頭に述べたように中国の専利権出願件数は飛躍的増加をしており、図4の各国の特許出願件数の推移¹¹⁾で示される通り、既に日本やUSを上回る件数の出願が毎年なされる状況となっている。また知財関連訴訟の件数も急増しており、2013年4月に中国最高人民法院（最高裁判

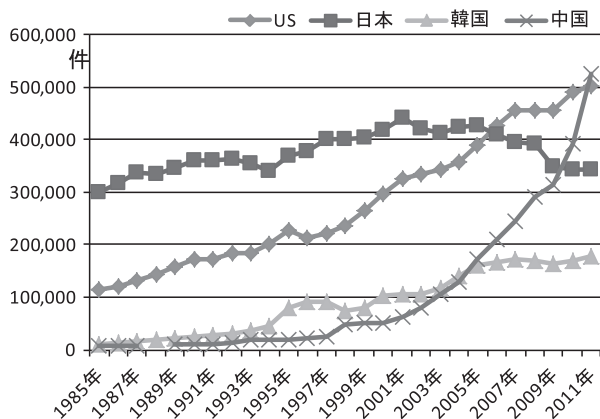


図4 各国の特許出願件数の推移

所)が発表した「2012中国法院知的財産保護状況」によると2012年の全国中級人民法院(地裁)が受理した知財訴訟件数は87,419件、うち専利権に関する訴訟が9,680件に及ぶ。下記図5に示す中国、US、日本の特許訴訟件数の推移^{12)~14)}にある通り、年間500件程度の日本は言うに及ばず、数の上ではUSの連邦地裁が受理した特許訴訟件数をも一見大きく上回っているようにも見え、既に知財大国になりつつあるとも言える。しかしながらこのような統計データをそのまま鵜呑みにするのは危険である。例えば中国の専利出願件数が飛躍的増加の背景には、上記で述べた通り政府の補助金や減税制度があり、訴訟の増加については、同一当事者間の複数の訴えの併合(客観的併合)が行われないため専利権1件について訴訟1件とカウントされることや、専利権侵害訴訟以外の権利の帰属、契約関係の訴訟の割合も高いことなどが注意点として挙げられる。このような事情を理解した上で数字を見ないと、誤った理解、判断をしてしまう恐れもある。

今回は、専利権の譲渡の統計データをベースにして、中国の専利権流通などの状況を説明することを試みた。中国の専利権のデータベースは飛躍的に進歩しているとは言え、まだまだ信

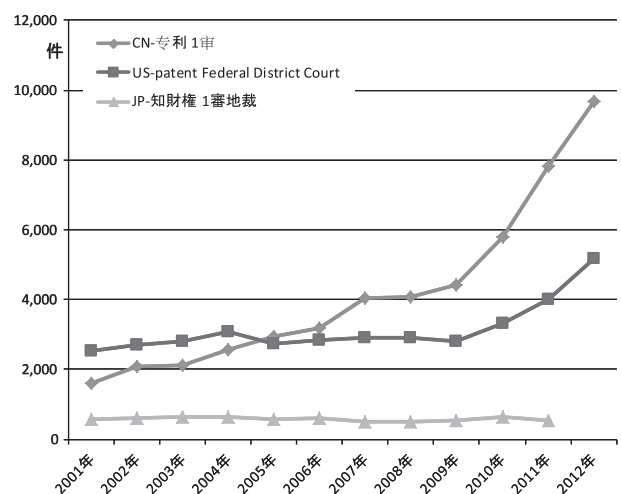


図5 中国、US、日本の特許訴訟件数推移

頼性が低い部分もあり、ひどいときには一旦譲渡データを検索して、数日後に同じ検索式で検索しても全く違った結果になったこともある(後日データベースの運営側に聞いたところ、データベースの作成元である知識産権出版社の方でも日々データの修正をしているそうで、ちょうど大きな改修の時期に当たっていたようである)。いずれにせよ、複数の方法でのデータの正確性の検証は必須であった。

中国の専利の状況変化は非常に早いため、“変化点”を見逃さないためにもどのようなデータベースをどう利用すれば正確なデータを入手できるか、それをどう活かせばよいかの研究は日々行う必要があると考える。

注 記

- 1) 日本貿易振興機構北京事務所「国家知的財産権事業発展「十二五」計画」
http://www.jetro-pkip.org/upload_file/20111103222202.doc (参照日：2013年8月10日)
- 2) 中国国家知識産権局「政府信息公开年度报告」より集計
<http://211.157.104.86:8080/ogic/view/index.jhtml?rightframe=/ogic/view/webpage.jhtml?channelId=6&order=sorted> (参照日：2013年8月10日)
- 3) 西内盛二「中国の知財動向を読む(1)：中国は特許大国になり得る？ 日本企業が採るべき対応は(1/2)」
<http://monoist.atmarkit.co.jp/mn/articles/1207/23/news009.html> (参照日：2013年8月10日)
- 4) SIPO「法律状態検索」
<http://search.sipo.gov.cn/zljs/searchflzt.jsp> (参照日：2013年8月10日)
- 5) CNIPR「中国専利法律状態検索」
<http://search.cnipr.com/pages!legal.action> (参照

- 日：2013年8月10日)
- 6) 日本貿易振興機構北京事務所「中国の知的財産における助成・奨励政策」
http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_bgs200903.html (参照日：2013年8月10日)
 - 7) 渡部俊也、李聖浩「2008年以降の中国における特許ライセンスの急増」
http://pari.u-tokyo.ac.jp/unit/iam/outcomes/pdf/papers_110401.pdf (参照日：2013年8月10日)
 - 8) 日本貿易振興機構北京事務所「中国における技術取引市場の活用に関する調査報告書」
http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_bgs201103.html (参照日：2013年8月10日)
 - 9) 日本貿易振興機構北京事務所「中国における特許オークションに関する実態調査」
http://www.jetro-pkip.org/html/ztshow_BID_bgs201106.html (参照日：2013年8月10日)
 - 10) SIPO専利統計簡報(2012年第11期)
http://www.sipo.gov.cn/ghfzs/zltjbb/201208/t20120807_735365.html (参照日：2013年8月10日)
 - 11) WIPO IP Statistics Data Center
<http://ipstatsdb.wipo.org/ipstatv2/ipstats/patentsSearch> (参照日：2013年8月10日)
 - 12) 知的財産高等裁判所 統計
<http://www.ip.courts.go.jp/documents/statistics/index.html> (参照日：2013年8月10日)
 - 13) Administrative Office of the United States Courts
<http://www.uscourts.gov/FederalCourts/UnderstandingtheFederalCourts/AdministrativeOffice.aspx> (参照日：2013年8月10日)
 - 14) 中国最高人民法院「中国法院知識産権司法保護状況(2012)」
http://www.court.gov.cn/zscq/bhcg/201304/t20130426_183661.html (参照日：2013年8月10日)

(原稿受領日 2013年9月2日)